

18 軽 検 東 京 第 136 号  
平成 18 年 4 月 11 日

(社) 東京都自動車整備振興会  
会長 塩 沢 優 介 殿

軽自動車検査協会東京主管事務所  
所 長 林 純 二

練馬地区における軽自動車検査施設等の設置に関する要望について  
(回答)

平素は軽自動車の検査業務に関し、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年3月14日付、東整振第17-557号で願い出のありました標記の件につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 軽自動車検査協会では事務所・支所の新設について、当該地区における軽自動車の保有台数、年間業務量、既存事務所・支所との地理的關係、用地確保等を総合的に勘案し、全国的に優先度の高いところから順次、計画的に整備を行っています。
- 2 練馬地区における平成17年度末の軽自動車保有台数は約94,800台、年間総業務量〔窓口業務含む〕は86,800件と推定されており、足立地区の保有台数約117,700台、総業務量132,800件、多摩地区の保有台数約180,800台、総業務量143,000件、八王子地区の保有台数約134,100台、総業務量105,200件に比較して小さなものとなっております。
- 3 仮に軽自動車検査協会の窓口だけ練馬地区に開設するとしても、自動車検査証等発行のための中央電算システムとの専用回線を敷設する必要があるほか、税の申告・収納やリサイクル預託金の収納、ナンバープレートの交付に係る市町村や関係団体の窓口を併せて設置するとともに、窓口業務量に対応した駐車場を確保することが必要であり、一定の広さの用地が不可欠となります。また、現車の持込検査が不可能である等、一部の利用者のための施設となることから不適切なものになると考えております。
- 4 なお、現在、東京地域においては、多摩支所の移転・拡充を最重点に取り組んでおりますが、将来、練馬地区における業務量がさらに増加するような場合には、利用者の利便向上のため、支所を設置することについて検討してまいりたいと考えております。